

人愛 幸せを求めて ⑩

2003~2012
国連識字の10年

すべての人々に教育を

高齢者の人権

成年後見制度について考えてみましょう

人は誰でも、しっかりとした判断力を持ち、健康に老後を送りたいと思っています。しかし、すべての高齢者にいえることですが、認知症などにより、判断能力が衰えることも、あるかもしれません。

万一、判断能力が不十分な状態になることがあっても、自分の意思で、自ら望む生活を設計するならば、充実した老後を送ることが出来ます。

このような考えに基づき、平成12年(2000年)に、新しい成年後見制度が設けられました。それまで判断能力が十分でない人の財産を守る制度はありませんでしたが、それに加えて生活上の取り扱い、その人らしい生活が送られるよう、支援の内容が盛り込まれました。

こうした支援は、認知症の高齢者だけでなく、知的障害や精

神障害などにより、判断能力が十分でない人についても、同じように適用されます。

またすでに判断能力が低下している場合だけでなく、判断能力がしっかりしているうちに、将来に備えて、後見人やその仕事の範囲などを、自分自身で決めておくこともできるようになりました。

高齢になっても、障害があっても、社会の中で、一人ひとりの権利が守られ、尊重されるための身近な仕組みとして、成年後見制度を考えてみましょう。

相談先

- 社会福祉協議会(福祉サービス)
- 利用援助事業(かけはし) ☎0848⑥30570 ☎0848⑥30599)
- 保健福祉課(☎0848⑥76359 ☎0848⑥75934)

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(小学3年生の作品)

みつめよう自分の心 考えよう友だちの思い



消費生活相談

相談内容

1か月前、「絵を見ていきませんか？」と声をかけられ、店内に入ったところ、「好きな絵はどれ？」と聞かれて選んだら、購入を勧められました。断りましたが、「特別に80万円を70万円にするから」と何度も勧められました。「帰らせてほしい」と言っても帰らせてもらえず、その場から逃げ出したいくて、購入の契約をしてしまいました。クレジットの返済が困難なので、解約したいのですが。

アドバイス

この販売店は、店舗での契約であっても、任意にクーリング・オフ制度を設けていません。しかし、相談を受けた時点で、すでにクーリング・オフ期間は過ぎていました。期間を過ぎた場合でも、「帰りたい」という意思表示をしたのに帰らせてもらえず、その結

絵を見ていきませんか？
と誘われて

果契約した場合などは、消費者契約法により、契約の取消しを主張することができます。

相談者に、契約に至る経緯と、取消しの意思を書面にして、信販会社とクレジット会社に送付するよう助言しましたが、相談者の申し立てと販売店の意見に食い違いがあり、相談者が一部違約金を支払うことで、合意解約となりました。

被害にあわなかったためには、不要なものはきりと断ることが大切です。強引な勧誘により、意思がはっきりしないまま契約してしまった場合は、できるだけ早く相談しましょう。

消費生活相談室

☎0848⑥76410

とき 土・日曜日、祝日は除く 月～金曜日 10時～16時
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談
13日(金) 10時～12時
大和人権文化センター

問い合わせ先 商工振興課

(☎0848⑥76072
☎0848⑥4103)